

個別特約

<Care patrol サービス約款>

最終改定日：2024 年 11 月 26 日

山形県南陽市和田 3369 番地

エヌ・デーソフトウェア株式会社

本特約は、エヌ・デーソフトウェア株式会社（以下「当社」という。）がお客様に対して提供する Care patrol サービスの利用を許諾する契約条件を定めたものです。当社は、お客様が利用規約および本特約を承諾することを条件に、本サービスの利用を許諾します。なお、利用規約と本特約に相反する定めがある場合には、本特約が優先して適用されるものとし、本特約に定めのない事項は利用規約に従うものとします。

第1条（用語の定義）

1 本特約では、用語について、以下の各号に定めた意味で解釈します。

- （1）「本サービス」とは、当社がインターネット経由でお客様に提供するサービスである、「Care patrol」をいいます。
- （2）「概要仕様書」とは、本サービスの仕様を定めた別紙「Care patrol サービス概要仕様書」をいいます。
- （3）「使用許諾契約」とは、お客様が当社と締結する本サービスの使用許諾契約をいいます。
- （4）「サービス提供設備」とは、当社が本サービスを提供するため、インターネット上に設置する設備をいいます。サービス提供設備はお客様の専用設備ではなく、複数のお客様が共用する設備です。
- （5）「お客様事業所」とは、お客様が本サービスの提供を受ける場所をいいます。
- （6）「接続端末」とは、お客様が本サービスの利用のために使用するお客様自身のコンピュータおよびその他の端末機器（概要仕様書に規定のセンサ情報発信端末も含みます）をいいます。
- （7）「ライセンス」とは、お客様が本サービスを利用する権利をいいます。
- （8）「お客様データ」とは、お客様が本サービスに送信、登録する情報をいいます。
- （9）「サービス用サイト」とは、概要仕様書第1項で定義されたサービス用サイトをいいます。

第2条（ライセンス）

1 当社は、ライセンスをライセンス通知書に化体して、直接または販売店を通じてお客様に有償で提供します。ライセンス通知書は、お客様がライセンスを有することを証明でき

る唯一の書面とします。

- 2 ライセンスは有効期間がある権利とし、お客様はその有効期間においてのみライセンスを行使できるものとします。
- 3 お客様は、本サービスを利用する対価として、ライセンスの代金を、当社または販売店に別途支払うものとします。
- 4 お客様は、お客様が有するライセンスが失効した場合、即時に本サービスに蓄積したお客様情報にアクセスできなくなり、かつ、本サービスを利用できなくなることに同意します。当社および販売店は、その結果としてお客様に生じた損害について、何ら責任を負わないものとします。
- 5 本サービスには、次の各号に定めた業務の提供は含まれないものとします。ただし、当社は自らの裁量に基づき、これらの業務の一部を当社所定の条件により、別途サービスパックとして直接または販売店を通じて有償でお客様に提供することがあります。当社が提供するサービスパックの種類および提供条件については、当社または販売店までご確認下さい。

- (1) 本サービスの初期設定
- (2) 接続端末の設定
- (3) 本サービス導入に必要となる操作研修
- (4) 当社によるお客様データの入力、変更、および削除
- (5) お客様事業所に訪問して行う役務提供
- (6) 利用規約に定める利用環境の準備・維持
- (7) その他概要仕様書に明記されていない一切の業務

第3条（契約の成立）

- 1 お客様と当社との間の使用許諾契約は、お客様が有するライセンスの有効期間が開始した時点で有効に成立します。当社は使用許諾契約に基づき、お客様に本サービスを提供し、お客様は使用許諾契約に従って本サービスを使用するものとします。
- 2 お客様が利用規約および本特約の条項のいずれかにでも同意できない場合は、本条第1項に基づき使用許諾契約が成立する前に当社に書面で通知するものとします。この場合、使用許諾契約は成立せず、お客様は本サービスを使用することができないものとします。
- 3 当社および販売店は、自らの責めに帰すべき事由による場合を除き、お客様が使用許諾契約を締結しなかったことによってお客様に生じた損害について何ら責任を負わないものとします。なお、お客様は、使用許諾契約を締結しなかった場合であっても、ライセンス代金の支払債務から免れないものとします。また、この場合、当社および販売店は受領済のライセンス代金を返還する義務を負わないものとします。

第4条（使用許諾契約の終了）

- 1 使用許諾契約は、お客様が購入したライセンスが失効した時点で終了するものとします。
- 2 当社は、使用許諾契約が終了した後、任意の時点で本サービスからお客様データを消去できるものとし、当社および販売店はこのことによってお客様に生じた損害について何ら責任を負わないものとします。

第5条（お客様データの取扱い）

お客様は、随時、自らの責任と負担で本サービスに登録されたお客様データのうち、必要なものを本サービスの外部に出力し、保管するものとします。ライセンスの失効、使用許諾契約の終了、本サービス上で発生した障害（ハードウェアの故障やソフトウェアの不具合等を含みますが、これらに限りません）等の事由の如何を問わず、お客様が本サービス上に登録した情報の全部または一部が喪失した場合であっても、当社および販売店はお客様に生じた損害について何ら責任を負わないものとします。

第6条（本サービスの提供）

- 1 お客様は、ライセンスの有効期間において、週7日、一日24時間、お客様の法人内利用の目的に限り、本サービスを利用することができるものとします。ただし、本項は本サービスが無停止であることを保証するものではありません。
- 2 当社がお客様に本サービスの利用を認める地域は日本国内とします。お客様は、日本国外において本サービスを利用してはならないものとします。
- 3 当社は、お客様による本サービスの利用を支援するため、個別特約<「ほのぼの」シリーズソフトウェア サポート利用規定（使用権パック）>に定める標準サポートを提供します。
- 4 当社は、本サービスに関する保守、運用、または技術上の必要性に応じて、お客様データに対する監視、分析、調査等の行為を行うことができるものとします。ただし、本項は当社にこれらの義務を負わせるものではありません。

第7条（損害賠償）

利用規約および本特約に違反したことにより当社が負うべき損害賠償責任は、次の各号の何れか少額の金額をその上限とします。

- （1）ライセンスの代金（月額相当額）×損害賠償請求の原因となった本サービスの提供義務違反が存在した月数
ライセンスの代金（月額相当額）とは、ライセンスの代金をライセンスの有効期間の総月数で除して得られる金額とします。
- （2）ライセンスの代金

(条項は以上)